

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改正案	現行
（外国銀行の業務の代理又は媒介） 第一条の二の二 法第十条第六項第八号の二の主務省令で定めるものは、外国銀行（同項第八号に規定する外国銀行をいう。第二十六条第一項第二号において同じ。）の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。 （店頭デリバティブ取引） 第一条の二の三 （略） （デリバティブ取引の媒介等） 第一条の二の四 （略） （信用事業規程の変更の承認を要しない場合） 第八条 法第十一条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 法第十一条の六の二の規定による認可を受けて行う法第十条第六項第八号の二の事業（以下「外国銀行代理業務」という。）	（新設） （店頭デリバティブ取引） 第一条の二の二 （略） （デリバティブ取引の媒介等） 第一条の二の三 （略） （信用事業規程の変更の承認を要しない場合） 第八条 法第十一条第三項の主務省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）

第二十六条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の六の二の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 当該組合と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

七 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

八 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二 行政庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲

（新設）

げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有していること。

二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（委託契約書の案の記載事項）

第二十七条 前条第一項第六号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を行う事務所の設置、廃止又は位置の変更に關する事項

二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に關する事項

三 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理組合（外国銀行代理業務を行っている組合をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に關する事項を当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

四 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに關連する所属外国銀行の顧客に対する責任に關する事項

五 契約の期間、更新及び解除に關する事項

（新設）

六 その他必要と認められる事項

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第二十八条 第二十六条第一項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類
- 二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

- 一 外国銀行代理業務に係る行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制
- 二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を行う場合 顧客が当該外国銀行代理組合と他の者を誤認することを防止するための体制

(新設)

第二十九条から第三十二条まで 削除

(農業協同組合に類する者)

第三十三条 (略)

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ〜ヘ (略)

二・三 (略)

(専門子会社の業務等)

第三十四条 (略)

2〜4 (略)

5 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会

第二十六条から第三十二条まで 削除

(農業協同組合に類する者)

第三十三条 (略)

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ〜ヘ (略)

二・三 (略)

(専門子会社の業務等)

第三十四条 (略)

2〜4 (略)

5 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会

社（法第十一条の四十七第一項第七号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ・ホ （略）

二・三 （略）

6 法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第五十二条において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後

社（法第十一条の四十七第一項第七号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ・ホ （略）

二・三 （略）

6 法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五十二条において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

（新設）

二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

（削る）

四 （略）

（削る）

（削る）

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認を受けている会社

四 （略）

五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

受けている会社

七 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十一 合理的な経営改善のための計画（法第九十二条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。））、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

7| 法第十一条の四十七第一項第六号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一| 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

二| 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三| 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四| 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会

イ| 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ| 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ| 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

（新設）

社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社

八 合理的な経営改善のための計画（法第九十二条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。））、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する

措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

8

法第十一条の四十七第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 農業協同組合連合会又はその子会社が前項第八号に規定する会社の議決権を同号ロの規定による措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号イからハまでのいずれかに該当すること

（新設）

9| 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により同条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10| 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「法第十一条の四十七第一項第六号」とあるのは、「法第十一条の四十七第一項第六号の二」と読み替えるものとする。

11| 第七項及び前項の規定にかかわらず、農業協同組合連合会又はその特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項、次項及び第四十四条第二項において同じ。）以外の子会社がその取得した第七項に規定する会社又は前項の規定により準用する第九項の主務省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権をその取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日（以下この項において「

7| 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により第三十六条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数(その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 五年

二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

12 第六項から第十項まで(第八項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)又は事業再生会社の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第七項第五号及び第六号の規定に該当する会社の議決権であ

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第四十一条第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるとときは、当該支援が終了

る場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13| (略)

14| 法第十一条の四十七第一項第七号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社とする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならぬ。

する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の四十八第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）の総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

9| (略)

10| 法第十一条の四十七第一項第七号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この項並びに次条第五項及び第六項において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う

一〇三 (略)

四 法第十一条の四十七第一項第一号の二、第五号、第六号又は第六号の二に掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五・六 (略)

15 法第十一条の二第三項の規定は、第八項、第九項(第十項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

(従属業務等)

第三十五条 (略)

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(農業協同組合のために行う場合を含む。)とする。

一〇一の七 (略)

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務(同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。))その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

事業又は営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第十一条の四十七第一項第一号の二、第五号又は第六号に掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五・六 (略)

11 法第十一条の二第三項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

(従属業務等)

第三十五条 (略)

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(農業協同組合のために行う場合を含む。)とする。

一〇一の七 (略)

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務(同項第八号に掲げる業務、有価証券関連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。))その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三〇三十一 (略)

3〇7 (略)

(法第十一条の四十七第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十六条 法第十一条の四十七第三項において準用する法第十一条の四十五第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇七 (略)

八 農業協同組合連合会の子会社である法第十一条の四十七第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による子会社対象会社以外の会社の株式又は持分の取得

2 法第十一条の四十七第三項において準用する法第十一条の四十五第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第八号に掲げる事由とする。

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十八条 農業協同組合連合会は、法第十一条の四十七第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が国内の会社(法第十一条の

三〇三十一 (略)

3〇7 (略)

(法第十一条の四十七第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十六条 法第十一条の四十七第三項において準用する法第十一条の四十五第三項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十八条 農業協同組合連合会は、法第十一条の四十七第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算

四十八第一項に規定する国内の会社をいう。第四十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（法第十一条の四十八第一項に規定する基準議決権数をいう。第四十一条第二項第三号及び第三項並びに第四十二条第一項第三号及び第二項において同じ。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六（略）

25（略）

（法第十一条の四十七第四項の規定が適用されないこととなる事由

第三十九条 法第十一条の四十七第五項の主務省令で定める事由は、

第三十六条第一項第一号から第七号までに掲げる事由とする。

（法第十一条の四十八第一項の規定が適用されないこととなる事由

第四十一条 法第十一条の四十八第二項において準用する法第十一条の四十六第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一八（略）

九 第三十四条第十一項の規定による事業再生会社又は同条第十二項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おう

してその基準議決権数（法第十一条の四十八第一項に規定する基準議決権数をいう。第四十一条第一項第十号、第二項第三号及び第三項並びに第四十二条第一項第三号及び第二項において同じ。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六（略）

25（略）

（法第十一条の四十七第四項の規定が適用されないこととなる事由

第三十九条 法第十一条の四十七第五項の主務省令で定める事由は、

第三十六条各号に掲げる事由とする。

（法第十一条の四十八第一項の規定が適用されないこととなる事由

第四十一条 法第十一条の四十八第二項において準用する法第十一条の四十六第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一八（略）

九 新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときに
おいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡

とすることにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

(削る)

十 農業協同組合連合会又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他合理的な理由があるものとしてあらかじめ行政庁の承認を受けた場合

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

(特例対象会社)

第四十四条 法第十一条の四十八第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の決定に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号の

することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取得

十一 農業協同組合連合会又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他合理的な理由があるものとしてあらかじめ行政庁の承認を受けた場合

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

(新たな事業分野を開拓する会社等)

第四十四条 第三十四条第六項から第八項までの規定は、法第十一条の四十八第三項の主務省令で定める会社について準用する。

規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該農業協同組合連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社に当該農業協同組合連合会又はその子会社が出資しているもの

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、処分基準日の翌日からは当該特例事業再生会社は、法第十一条の四十八第四項の主務省令に定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第十一条の四十八第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、事業再生会社又は新規事業分野開拓会社等の子会社等であつて、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会又はその子会社である事業再生会社若しくは新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第十一条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 三 （略）

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ （略）

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 三 （略）

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ （略）

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた

日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) (10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (略)

(2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条

日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) (10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (略)

(2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条

- の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (7) (略)
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人
- (9) (略)
- (10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

- の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (7) (略)
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事
- (9) (略)
- (10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(届出事項等)

第五十八条 法第九十七条の二十二号の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇五 (略)

六 農業協同組合連合会が第三十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条の二第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

七・八 (略)

九 農業協同組合連合会又はその子会社が、第四十一条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

一〇七 (略)

十八 外国において法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合

十九 外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が次のいずれかに該当する場合

チ (略)

五〇七 (略)

(届出事項等)

第五十八条 法第九十七条の二十二号の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇五 (略)

六 農業協同組合連合会が第三十六条各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条の二第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

七・八 (略)

九 農業協同組合連合会又はその子会社が、第四十一条各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

イ 資本金又は出資の額を変更した場合 ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合 ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合 ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合 ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合 ヘ 破産手続開始の決定があつた場合 2 5 （略）	2 5 （略）
--	------------------------